

令和5年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	令和5年8月23日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	令和5年8月23日午後2時00分			議 長	山野井 隆
	閉会	令和5年8月23日午後4時31分			議 長	山野井 隆
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	岡 本 昌 弘	○	1 6		
	2	中 山 治	○	1 7		
	3	古 川 よし枝	○	1 8		
	4	須 田 光 雄	○	1 9		
	5	小 堤 修	○	2 0		
	6	落 合 信太郎	○	2 1		
	7	金 澤 克 仁	○	2 2		
	8	山野井 隆	○	2 3		
	9	結 城 繁	○	2 4		
	10	加 増 充 子	○	2 5		
	11			2 6		
	12			2 7		
13			2 8			
14			2 9			
15			3 0			
会議録署名議員	4 番	須 田 光 雄		5 番	小 堤 修	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	中 山 茂		議事係	小 林 勇 高 橋 夏 子	

地方自治法第1 21条により説明 のために出席 した者の氏名	管 理 者	中 村 修
	副 管 理 者	小田川 浩
	代 表 監 査 委 員	石 橋 大 輔
	事 務 局 長	瀬 尾 一 弘
	次 長	穂 鹿 毅
	経 営 課 長	齊 藤 隆
	保 全 課 長	長 塚 学
	水 再 生 課 長	前 島 修
	整 備 課 長	渡 邊 敏 明
	排 水 窓 口 課 長	近 内 伸 一 郎
	総務課副参事兼課長補佐	斎 藤 佐 武 郎
	経 営 課 長 補 佐	坂 木 昇
	経営課長補佐兼料金係長	宮 田 俊 明
	保全課副参事兼課長補佐	齊 藤 宏 幸
	保全課長補佐兼管路更生係長	椎 名 正 徳
	水 再 生 課 長 補 佐	海老原 義 孝
	整 備 課 長 補 佐	岩 沢 一 実

	整備課長補佐兼整備1係長	谷口良倫
	排水窓口課長補佐	木村修夫
地方自治法第15条の2により説明のために出席した者の氏名	参 考 人	川上春雄
	参 考 人	林 彰 文

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和5年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和5年8月23日

午後2時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第4 報告第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第2号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第3号 令和4年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について
- 日程第5 請願第1号 取手地方広域下水道の使用料値上げに関する請願
- 日程第6 請願第2号 取手地方広域下水道の料金値上げ中止を求める請願
- 日程第7 議案第6号 取手地方広域下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 取手地方広域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について
- 日程第10 議案第10号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 認定第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 一般質問
- 日程第13 議員派遣の件

令和5年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和5年8月23日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
8月23日	午後2時00分	本会議	議会議場	承認第2号 報告第1号 報告第2号 報告第3号 請願第1号 請願第2号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 認定第1号 一般質問

令和5年第2回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和5年8月23日（水曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後2時00分開会

○議長（山野井 隆君） それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和5年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、須田光雄君、小堤 修君を指名いたします。

○

会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

○10番（加増充子君） 議長、動議。

○議長（山野井 隆君） 発言を許可します。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。今、会期日程の件で動議を求めます。

先ほど全協の中でも古川議員からあったように、十分な審査を行うためにも、今日1日限りではなく、会議日程を2日以上求めます。

取手、つくばみらい市議会などの会期に沿った調整を求め、調整が困難であれば特別委員会を設置して、設置後、請願の付託をし、継続審査扱いで閉会中の審査をするべきではないかと思っております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） ただいま、加増充子さんから本定例会の会期を2日程度延長する内容の動議が出されましたが、この動議に賛成される方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） この動議は1人以上の賛成者がありますので、議題として成立しました。

お諮りします。

この動議のとおり、本定例会の会期を8月24日までの2日間とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手少数であります。よって、本定例会の会期を2日間とすることは否決されました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、管理者の中村 修君より特に発言を求められていますので、これを許します。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 皆さんこんにちは。令和5年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、市民の皆様をはじめ、各方面からの温かい御支援により取手市政をあずかることになり、5月から取手地方広域下水道組合の管理者を務めさせていただいております、取手市長の中村 修でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

改めまして、私も、これから小田川副管理者、また議会議員の皆様とともに下水道行政に当たらせていただくわけでございますが、下水道は市民生活、そしてまちづくりに欠かせない基盤整備の一つで、私自身も高い関心を持っている事業でもございます。

昨今では、下水道に求められる期待が多様化しておりますが、その一方で、施設の老朽化の問題も直面しております。市民の皆様に安心して下水道を御利用いただけますよう、直面する問題を一つ一つ丁寧に解決し、令和2年度に策定した経営戦略に基づき、持続可能な事業運営を確保するため、引き続き効果的な整備を進めてまいりたいと存じますので、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、本議会は令和4年度決算の認定をお願いしております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

○

承認第2号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（山野井 隆君） 日程第3、承認第2号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 承認第2号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定に基づいて御報告を申し上げるものでございます。

補正予算の内容といたしましては、第2条、資本的支出、建設改良費の職員給与費において282万9,000円を増額、第3条、継続費の伊奈山王幹線二条化事業において、執行額の確定により総額を変更し、令和5年3月9日付で補正予算措置を行ったものであります。

以上、承認第2号につきまして提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。これから質疑を行います。質疑は、一つの議題につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数に制限はありません。

また、質疑を行う議員は、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

-
- 報告第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第2号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について
報告第3号 令和4年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について

○議長(山野井 隆君) 日程第4、報告第1号から報告第3号を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者(中村 修君) それでは、報告第1号から3号までの3件を一括いたしまして、
提案理由を御説明申し上げます。

初めに、報告第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算
書についてであります。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告申し上げるものでござ
います。

内容といたしましては、同法第26条第1項の規定により、資本的支出、建設改良費の処
理場建設事業、ポンプ場建設事業、管きょ建設事業及び下水道事業計画事業において5億
42万3,310円、同法第26条第2項ただし書きの規定により、下水道事業費用、営業費用のポ
ンプ場事業及び管きょ事業において、2,704万9,000円を翌年に繰越しをしたものでござい
ます。

次に、報告第2号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算
書についてであります。

本件につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、議会に報
告を申し上げるものでございます。

内容といたしましては、資本的支出、建設改良費の県南クリーンセンター機械及び電気
設備改築事業において2億2,972万円、伊奈山王幹線二条化事業において6億4,952万8,000
円を翌年度に繰越しをしたものでございます。

最後に、報告第3号 令和4年度取手地方広域下水道組合資金不足比率についてであり
ます。

本件につきましては、令和4年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化
に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査意見書を付して御報告申し上げるもので
ございます。

以上3件を一括いたしまして、提案の理由を御説明申し上げました。よろしく御審議賜
りますようお願い申し上げます。

○議長(山野井 隆君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

報告第1号から報告第3号につきましては、報告案件でありますので、御了承願います。

○

請願第1号 取手地方広域下水道の使用料値上げに関する請願

○議長（山野井 隆君） 日程第5、請願第1号 取手地方広域下水道の使用料値上げに関する請願について、議題といたします。

請願第1号は、会議規則第139条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。

それでは、紹介議員の紹介に関する発言を許可します。

請願第1号について、古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 請願第1号 取手地方広域下水道の使用料値上げに関する請願について、紹介をいたします。3番の古川よし枝です。

この請願は、取手市白山在住の瀬田初枝氏と、つくばみらい市谷井田在住の川上春雄氏による、下水道料金値上げ議決前に組合の下水道料金値上げに関する市民への説明会の開催と、議会主催の公聴会を開催することを求める請願であります。

請願に至った経緯を簡単に御紹介します。組合事業運営審議会の答申では、「下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、使用料改定について市民及び使用者の理解と同意が得られるよう説明責任を果たすこと」という付帯意見が述べられているにもかかわらず、組合は説明の予定はないと否定をしています。

物価高騰の折、多くの市民が不況にある中で、公共料金の値上げは不況に立つ市民への追い打ちをかけるものであり、市民への十分な説明を行い、市民の声に耳を傾け、事業に反映することが事業の発展に欠かせないと述べております。

ぜひ、御審議をよろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） それでは、これより紹介議員への質疑に入ります。

質疑はありませんか。

落合信太郎君。

○6番（落合信太郎君） 古川議員に質疑をさせていただきます。

請願第1号、この請願事項の2に記載されております「公聴会を議会主催で議決前に開催すること」とあるんですけれども、議会としては、4名の議員がこの審議会に参加をし

ております。また、条例改正に関する執行部の説明会も先月7月に受けております。

このような状況で、改めてどのような議会主催の公聴会を想定されているのか、お聞かせをいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） ただいまの質疑ですけれども、本日、議会提案議案の直前なわけですけれども、時間的余裕がないじゃないかということであると思いますけれども、先ほど私は全協でも、この本会議冒頭で加増議員が意見を述べましたけれども、議会で委員会の設置をして、委員会の設置後に請願を付託して、そして議会の閉会中にも継続審議ができますので、そういう手順ができないかということでしたけれども、先ほど採決の中で今日1日の会議ということになりましたので、実際は難しいわけですけれども、そういうことで請願者は今回の請願をしたわけです。時間を十分に取って、継続審査をしながら、閉会中に公聴会ができるんじゃないかということで、請願者は請願をしたわけです。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 古川議員、すみません。落合議員の多分御質問は、その審議会で審議された内容以外に、ほかにどんなことを審議したいという内容なのかという質問だったと思うんですが、それについて。

○3番（古川よし枝君） あくまでも審議会は審議会の審議であって、一般市民にはなかなかその意見については見えないということでもありますので、公聴会でしたら、やっぱり公聴人として意見陳述もできるということで、公聴会の開催を求めているわけです。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○6番（落合信太郎君） 昨年の8月から公開によって審議会というのは行われてきて、その都度、組合のホームページのほうでもその審議内容というのが掲載をされていたと思うんですが、残念ながら、審議会のほうの傍聴というのは一人の傍聴者もなく、4回も一人も来なかったという現実があるんですけれども、その辺を周知といいますか、どのように認識されているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 挙手を願います。

古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 審議会が開かれましたけれども、一度も傍聴人はなかったと、そういう公開している場に、そういう方に参加できないというのはどういうことかということなんですけれども、あくまでも市民の周知度がどのぐらいあるのかということで、幾つも審議会は、この下水道組合に必ずありますけれども、なかなか市民が大勢参加という、そういう周知、そして意識もなかなか高まらないというのが現実だと思います。そういう流れであるというふうに思います。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

結城 繁君。

○9番（結城 繁君） 請願紹介議員の古川さんに質疑したいと思います。

私たちは議員として、この間も全協だったけかな、勉強会の中でこの下水道の料金について、関連というか、参考資料をもらって、茨城県内の類似団体下水道使用料体系というのをもらっています。これは、その請願者の方にお話をしたんでしょうか。まず、そこからお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 結城議員の質問にお答えしますが、議員の中で、県内で議員の水道下水道の勉強会をしたということも、請願者にそういうお話をしたのかということかと思いますが、その話はしておりません。

それで請願者は、一番早く知ったのは、議会説明がこの当議会での議員の説明があった7月21日でしたかね、にこういう説明があったということのお話を議員のほうから説明をしました。

そこから、なかなかこの下水道の今回の値上げについてはしっくり納得いかないということで、もう一度説明をしてほしいという請願になったというふうに承知しております。

○議長（山野井 隆君） 結城 繁君。

○9番（結城 繁君） 結城です。了解しました。私、この参考資料をもらったときに、取手とつくばみらいの体系が、ほかの組合と違うんですよ。基本料金が500円なんですね。これに関しては、使用料が1から10ミリ立法まで、普通のところは含んだ値段での基本料金というふうにしていて、取手をこうやってほかの団体と比べてみると、今まで非常に安いと。これ何でかなというふうに思ったんですけども、これは逆に、今回これで値上げをしていかないと、基本的な運営に関する資本が、これは前に言えば何でこういう500円にしてしまったのかと、強いて言えば、ここに問題点があるとは思いますが。ただ、その頃の時代背景であったりとか、そういったことがあるので、やはり私は議員として請願を受けるのであれば、きちんとそういうことを説明した中で、なぜこれを請願して出していくのか、まずそこで、いや、こういう話があって、こういう形での体系が今までちょっと低かったんで、値上げせざるを得ないんだよというような説明をちゃんとした中で紹介議員を受けて、やはり請願の紹介議員をやるべきじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） ただいまの結城議員の質問の中で、議員が取手下水道の料金体系のことをよく知り、他の組合と事業者と違う体系であると、大変安い料金であるという、そういうことも含めて、請願を受けるときには市民に説明をして受けるべきじゃないかというそういう質疑だったと思いますが、しかし、これはあくまでも議員が説明ではなくて、当局が説明をする、そういう説明を聞きたいということですので、別に議員が説明したからそれでいいのかということにはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにございませんか。質疑ある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

○3番（古川よし枝君） 動議なんですけど。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 大変失礼しました。動議の手挙げが遅かったような気がいたしますけれども、許可を得たので動議をいたします。

ただいま、この本会議に請願代表の方がみえておりますので、請願者からの陳述を求めたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） ただいま古川よし枝さんから参考人の意見聴取を求める動議が出されましたが、この動議に賛成される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） この動議は1人以上の賛成者がおりますので、議題として成立しました。

お諮りします。

この動議のとおり、参考人の意見を聴くことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、参考人の意見を聴くことを求める動議は可決されました。

参考人の川上さん、事務局職員に誘導させますので、参考人の席に御移動を願います。

御意見を拝聴する前に、進行方法について申し上げますと、参考人から意見を述べていただき、その後、議員から参考人に対し質疑を行うこととしております。

なお、参考人に念のため申し上げますが、御発言の際には、その都度、議長に許可を得て、登壇して御発言くださいますようお願いいたします。発言後は、参考人の席へお戻りください。

また、参考人は、議員に対し質疑をすることができませんので、あらかじめ御了承願います。

〔参考人が議場に入場し、登壇する〕

○議長（山野井 隆君） それでは、請願提出者の川上さん、参考人として意見陳述をお願いします。

○参考人（川上春雄君） 参考人の川上と申します。高い席から、ちょっと緊張しますけれども、発言をさせていただきます。

今いろいろ議論されていましたが、市民としては、この値上げというのは大変大きな影響があるんです。前の市長の藤井さんあての答申というのも参考までにここに書いてあり

まして、「下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、使用料改定について市民及び使用者の理解と同意が得られるよう説明責任を果たすこと」というふうに審議会としての付帯意見も、以前に述べられておりますよね。

そのことから考えると、今回の議会での説明の必要はない、予定はないというふうな答え方というのは、大変、私から言ったら問答無用かというふうなことを申し上げたいぐらい、ちょっと怒りを持っております。

物価高騰というのが、今大変ですよ。年金はもちろん上がってこないし、下がってばかりです。それから、物価の高騰というのも深刻です。皆さんは御存じないかもしれませんが、つくばみらい市、私の家の周りのガソリンスタンド、リットル、今183円です。ちょっと考えられないぐらいの値段になっていますよね。それから、近くにスーパーカスミというのがあるんですが、ここは、前は木曜日と日曜日だったかな、10%割引きの券を発行していたんですが、これがなくなりましたね。そうすると途端に客足が、日曜も木曜もがたっと減りました。それだけ影響が大きくて、皆さん、ちょっとの値段でも安いのを求めて、集まってきて買物をされていたんですね。

ですから、これだけの水道下水料金の値上げを簡単に思わないでいただきたい。本当に皆さん苦労して、少しでも安いものを買物をして暮らしているんです。この方たちのお役目は、そういう市民の方たちに寄り添って、市民のためにぜひ行政を運営していただきたい、そういうふうに思っております。

先ほど古川さんからも説明がありましたように、私たちとしては、ぜひ公聴会を開いて、市民の皆さんにきちんと納得ができるような、そういう説明を求めたいと思います。最近、総理大臣は丁寧な説明と繰り返し言っていますけれども、丁寧な説明では駄目なんですよ。きちんと市民に寄り添って、分かりやすく説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 参考人の意見陳述が終わりました。

参考人への質疑がある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

〔参考人退場〕

○議長（山野井 隆君） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

反対討論から。

落合信太郎君。

○6番（落合信太郎君） 請願第1号に反対の立場で討論をさせていただきます。

私からは、請願第1号について反対討論を行います。

この請願では、使用料値上げに関する市民説明会、また公聴会を議決前に開催すること

という願意であると思っております。この請願を受理したのは先日8月17日、この期間の中で説明会、また公聴会を開催することは困難であると考えております。

私は、議会での使用料改定の審議を経て改定に至ったとき、審議会の意見に付されている使用者の理解が得られる十分な説明を執行部に求めていきたいと考えております。そのように考え、この請願に対して反対の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 次に、賛成討論の発言を許します。

古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 請願第1号 取手地方広域下水道の使用料値上げに関する請願について、賛成の討論をいたします。

請願は、組合に下水道料金値上げの議決前に市民説明会の開催をすることと、議決前に議会主催で公聴会の開催を求めるものです。

日本共産党取手市議団、そしてつくばみらい市議団らが住民説明会を開催する要請に対して、組合は、昨年開催した組合事業審議会の開会に当たって、会議を公開して開催したこと、審議会の議事録も公開していることを挙げて、使用料を改定決定する前の住民説明会は予定していないとしています。審議会の答申を受けて組合がどのような改定を市民や議会に提案していくというのが、組合の立つ位置であります。したがって、審議会を公開したから市民への説明は済んだとは認められません。

そして、答申書で、下水道使用料の改定は市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、本組合ホームページや広報紙「Water You」などを有効活用し、市民及び使用者の理解と同意が得られるよう説明責任を果たすことという付帯意見が述べられておることから、組合は公告式条例の規定により、下水道組合議会議決後に使用料改定に伴う改正条例の交付を、組合のほか、取手市役所及び藤代庁舎、つくばみらい市役所伊奈庁舎及び谷和原庁舎の掲示場に掲示する、本組合ホームページ、広報紙に使用料改定に伴う記事を、構成市の広報紙にも11月と3月号の2回掲載して市民及び使用者に情報発信を行い市民に理解をお願いするというので、市民への説明責任を果たすことだと主張しております。しかし、議決してから市民へ幾ら説明しても、このやり方は市民への説明責任ではなく、料金改定の、しかも値上げの押しつけそのものです。そのことを請願は主張しています。

ぜひ採択をして、議決前に説明会、公聴会の開催をするよう求めて、賛成の討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

請願第1号 取手地方広域下水道の使用料値上げに関する請願について、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（山野井 隆君） 挙手少数であります。よって、請願第1号は不採択することに決定しました。

○

請願第2号 取手地方広域下水道の料金値上げ中止を求める請願

○議長（山野井 隆君） 日程第6、請願第2号 取手地方広域下水道の料金値上げ中止を求める請願について、議題といたします。

請願第2号は、会議規則第139条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。

それでは、紹介議員の紹介に関する発言を許可します。

発言の前に、こちらから補足いたします。

請願第2号については、本日611人の追加署名が提出され、請願者は1,426人となっております。

それでは、加増充子さん、お願いします。

○10番（加増充子君） 加増充子です。請願第2号 取手地方広域下水道の料金値上げ中止を求める請願の説明をさせていただきます。

本請願は、来年4月から下水道料金値上げ平均24.3%を行う方針に対し、市民の皆さんから値上げ中止を求める請願です。先ほども議長のほうからありましたが、1,426名の署名が寄せられております。

一昨年8月の決算議会で、私の質疑に対し、下水道処理の経費に対して使用料収入は2億円程度不足していることが示されました。しかし、執行部答弁で、値上げは考えたくない、実施したくないとの答弁を繰り返されました。ところが、4回の事業運営審議会の結果、今回の値上げ案が示されたわけです。

運営審議会の議事録を見ますと、利用者の負担が大きくなるため丁寧な説明が必要である、このような意見も出されてきました。答申の付帯意見で、「使用料改定について、市民及び使用者の理解と同意が得られるよう説明責任を果たすこと」とあります。

残念ながら、7月21日の下水道組合議員説明会で示された値上げ案の市民への説明はされずに、本日8月23日に料金改定の条例案が上程される運びになってしまいました。これまで、汚水処理費用は使用料で賄い切れないという理由で、取手市とつくばみらい市が補助してきました。本来、汚水処理費用は公共の負担で賄うべきものであります。公営事業

として当然のことです。

下水道法では、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。市民生活環境の改善や福祉の向上を目的とする一部事務組合として、住民への負担増は行うべきではありません。現在、当下水道組合として行うべきことは、過大な人口想定の下で過大な施設建設をしたことへの反省と、今からでも間に合う事業計画の効率的な見直し、宅内工事、水洗化を推進するために負担軽減策を図ること、これこそ検討、推進すべきではないでしょうか。

今、市民生活は収入減の下で、物価高騰、電気、ガス料金の値上げ、さらには水道料金の値上げ、本当に深刻です。そして今度は、下水道料金値上げは、コロナ禍で事業再建に追われる事業者や市民の暮らしに追い打ちをかけるものであります。公共事業として、国、県、市の関連も含めて、事業費の捻出を行うことです。

市民生活を脅かす公共下水道料金値上げを中止することを求める請願の説明といたします。

最後に、皆さんの御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） それでは、これより質疑に入ります。

金澤克仁君。

○7番（金澤克仁君） 金澤です。加増議員に質疑をさせていただきます。

このまま下水道料金を改定せずに行くと、令和6年度から9年度で13億7,000万円余りの不足が生じるというふうに見込まれているということでございます。

この請願趣旨の中にも、不足分は取手市とつくばみらい市が補助するというところでございますが、今後さらに増大していくであろう不足分を、さらにまた構成市で負担をなさいよということで、請願の趣旨としてはそういう趣旨でよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 先ほどの金澤議員のほうから質疑ありましたけれども、これまでも収入が少なく、収支の資料を見ますと、平成29年度、30年度ありますけれども、令和3年度までで、大体平均して2億以上の収入減になっているというのは明らかであります。

これに対して、皆様方のところにもあるかと思うんですが、この説明会のとき出された資料の中で、ページは4ページでしょうか、これまで構成市補助金が11億4,488万9,000円となっておりまして、これでは足りない、使用料不足になってしまうということが説明されたと思うんですが、じゃあ、これまで2億以上の不足はどうしていたのかと伺いましたら、構成市の補助金を使って埋めてきたということなので、やはりここでその不足分を私たち市民に押しつけるのではなく、構成市から補助金として回すことを私は求めて説明いたしました。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○7番（金澤克仁君） 答弁ありがとうございました。

ただ、さらに構成市からの補助金を増やすということになりますと、この請願の文書の中にもあるんですけれども、当然そういった予算というのは市民の生活環境の改善や福祉の向上のために両市とも組んでいる予算だと思いますので、そこからさらに増やせということになると、こういった予算を削らざるを得ないのではないかと思います。

結局、その不足分を行政に負担してもらおうということは、市民生活の部分の予算を削って回すということなので、であれば、私も値上げは嫌ですけれども、個人でやっぱりその部分は負担はしようがないのかなと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） これまで使用料不足については、構成市から補助金として入ってまいりました。そういう中で、これを増やしていけば、あとの下水道整備についてお金がなくなってしまう、それが逆に負担になってしまうのではないかと御質問だったと思うんですが、私は、これまでの、先ほども説明にありましたけれども、この根源はなんだったのか、こういう不足に至ったのは何なのかというのをもう一回考え直す、組合としても考えていくことだと思いますし、だからといって、値上げを高齢者の世帯の方も、多くの皆さんのほとんどが勤労市民の方がたくさんいらっしゃると思いますが、負担を課されるというのは、大変な御時世でありますので、これまでどおり構成市補助金から出していきたい。

そして、ここの説明では、4ページでしょうか、使用料不足額について繰入れを、これをこの構成市補助金で出しているということなんです。このところは引き続き構成市、そして必要であれば国、県という順序があると思うんですが、そこをきちんと公的に求めていくというのを、知恵を出して検討していただきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○7番（金澤克仁君） 様々なルールがあって行政運営をしているので、国とか県から直接何かというのは、なかなか現実的には無理だということは御指摘をさせていただきたいと思います。

加増議員のおっしゃっていることも分かりますけれども、さらにつくばみらい市、そして取手市からの補助金を増やすということになれば、どうしてもその部分の何らかの形の予算は削るということが出てくるので、私は、ここはもう自分も含めた市民の負担というのは致し方ないというふうに考えております。

以上で質疑を終わります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

中山 治君。

○2番（中山 治君） 請願第2号において、加増議員に質問させていただきます。

まず、私、つくばみらい市ということで仰せつかっておりますが、なかなか整備がなさ

れていないということで、パーセンテージにおいては本当に低い形でもあります。その中で、請願の中で汚水処理費用は使用料で賄い切れないことから、取手市とつくばみらい市が補助するのは公営企業として当然のこととありますが、構成市が負担するという事は、下水道の恩恵を受けていない方にもさらなる御負担をいただくということになるかと思えます。加増議員は、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 質問にお答えしたいと思います。

なかなか整備が進まない、これは現実、それぞれの地域あると思うんです。そういう中で、恩恵を受けていないと具体的に言いますと、下水道が整備されていない、それと、まだまだされているところと、いろいろばらばらなんですけれども、全ての皆さんから構成市負担ではおかしいんじゃないかという内容かと思うんですが、これは前からも言われておりましたけれども、私は、構成市から負担、それで私は下水道入っていないから関係ない、入っているからという、そういうことではないと思うんです。

これは、それぞれのつくばみらい市と取手市の一般会計から出されていることですよね。そうしますと、私は子供がいないから保育園の整備には関係ないわ、私はここ道路通らないから関係ないわという理屈と同じで、やはり公共整備ということでは、都市衛生上、公共下水道は必要だという下水道法の理念から見ても、一部組合の性格から見ても、やはりそれは恩恵を受けていないからという理由は成り立たないと思えます。

○議長（山野井 隆君） 中山 治君。

○2番（中山 治君） 分かりました。ただ、私は、この部分は、公共サービスは受益者負担の基本的な考えの下、我々議員の責任としてしっかりと見識の中で判断していくというのが正しいのではないかと考えております。

私からの質問は以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑。

結城 繁君。

○9番（結城 繁君） 結城です。加増議員に質問したいんですけども、足りなくなった分は取手市の財政、つくばみらい市の財政、結局予算から出せということなんです。私、今まで議員ずっとやっている中で、共産党さんは一回も予算に賛成したことはないんですけども、この場合は予算に賛成するという事でよろしいのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） お答えいたします。

何という質問を出されたか。私は取手市の市議会議員ですけども、本予算には反対してきました。しかし、本予算は総計予算であって、一本一本に賛成、反対を出すものではありませんので、そういうところから、市民にとってどうなのかという立場から賛成、反対を、私たちは反対なんですけれども、主張してきました。それで、反対しているのに何

で出せというのか、そういう話は成り立たないと思うんですけども。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 追加の質疑ございますか。

○9番（結城 繁君） もうやらない。

○議長（山野井 隆君） 大丈夫ですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

○10番（加増充子君） 議長、ここで動議を提出いたします。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。先ほども請願第1号で請願者の代表の方の陳述もありましたので、今度も請願代表者がいらっしゃいますので、陳述を求めます。

以上です。

○議長（山野井 隆君） ただいま加増充子さんから参考人の意見聴取に関する動議が出されましたが、この動議に賛成される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） この動議は1人以上の賛成者がいますので、議題として成立いたしました。

お諮りします。

この動議のとおり、参考人の意見を聴くことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、参考人の意見を聴くことを求める動議は可決されました。

参考人の林さん、事務局職員に誘導させますので、参考人の席に御移動を願います。

〔参考人が議場に入場し、登壇する〕

○議長（山野井 隆君） それでは、請願提出者の林さん、参考人として意見陳述をお願いします。

○参考人（林 彰文君） 原稿がスマートフォンの中に入っているので、それでよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 許可します。

○参考人（林 彰文君） どうも、参考人の私は取手市戸頭自治会の役員をしております林 彰文と申します。取手地方広域下水道の料金値上げ中止を求める請願につきまして、請願者を代表し意見を述べさせていただき機会をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、今回の下水道料金の値上げについての意見です。

来年の4月から平均24.3%値上げをしておりますが、下水道の利用者、すなわち料

金を支払う私たちに対しての事前説明などがされていないまま議会にかけ、値上げを決めてしまってから、広報などで後からお知らせで説明したこととするという話で、私たちには伝わってきています。

事前説明なし、議会で決めてから市民に説明というこの流れ、我々市民は到底理解も納得もできません。そもそも今の段階で、急いでまで進める必要があるのでしょうか。料金の改定、しかも新たに負担を強いる値上げですから、十分な期間を取り、丁寧な説明をするべきです。

ここに、6月に発行された下水道組合の広報紙「下水道ニュース」がありますが、重要なことと思われる料金改定の記述も見当たりません。そして、このことも念頭に入れていただきたいのですが、「下水道ニュース」は新聞の折り込みにて届けられているのですが、それが実情ですが、昨今、新聞を取らない世帯が増えている中では、手元に届かない方も少なくないと思います。

同じく下水道組合のホームページでも情報を得られると言われていますが、そもそもそのホームページの存在も知らなければ見ることはできないですし、そのような方もいないでしょうし、見ている人は多くないでしょう。別な方法で市民に情報が届くように考えていただければと思います。

次に、今回の改定案では、水道の使用量が少ない世帯ほど値上げ率が大きく、10立米以下の世帯では45.5%という大幅な値上げです。使用量が多くなれば、それに伴い支払う料金も多くなるというのが一般的な認識です。

このような方法になぜするのででしょうか。これら値上げに至る経過や理由について説明のないままで、理解のしようもありません。このまま理解しろ、同意しろでは、なかなか乱暴な話で、理解も同意も無理というものです。

なお、あまりにも突如な話でしたので、我々団地自治会から、利用者、使用者への周知活動も十分に行えず、圧倒的な人数の方が料金改定案や本日の議会で採決されることを知りません。

こうした中、今日の議会で値上げ条例案を採決しないよう求めるために、下水道料金の値上げを中止することを求める請願を提出した次第です。

請願署名の集約が間に合いませんでした。まだまだ集まります。

議員の皆様におかれましては、こうした市民の下水道利用者、利用料金を支払う側への説明責任をしっかりと果たしてから改定についての審議をするよう強く求め、請願者を代表しての意見陳述といたします。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 参考人の意見陳述が終わりました。

参考人への質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

〔参考人退場〕

○議長（山野井 隆君） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対討論から。

須田光雄君。

○4番（須田光雄君） 須田光雄です。私から、請願第2号について反対討論を行います。

請願書の中でも記されておりますが、近年、様々な分野で価格の高騰が続いております。このことは、下水道事業の分野でも影響が出ており、汚水処理に必要な資機材または人件費の高騰も経費に含まれております。

私は、汚水処理に関わるお仕事をされている方々に対して適切な代金、そして賃金をお支払いすることも事業者としての役割であると考え、この請願に対しては反対討論とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に、賛成討論の発言を許します。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。請願第2号 取手地方広域下水道の料金値上げ中止を求める請願の賛成討論を行います。

相次ぐ公共料金や物価高騰の中、市民生活は大きな打撃を受けています。しかし、下水道組合は、来年4月から下水道使用料値上げ平均24.3%を行う方針を打ち出してまいりました。コロナ禍で事業再建に追われる事業者、また市民生活にとって、さらなる負担増となることは明らかであります。

ある個人経営の美容室の方は、今でもぎりぎりの状態なのにこの先やっていけない、年金生活者からは、僅かな年金で出費が増えると暮らしが一層厳しくなる、このような悲痛な声が寄せられています。

7月21日の下水道組合議員説明会資料に基づくと、改定使用料現行比較一覧では平均24.3%の料金値上げとされておりますけれども、10立方メートルの世帯では45.5%の値上げです。少量の使用世帯ほど値上げ率が高くなっていく内容です。

また、公共下水道の整備が進んでも、宅内工事費が負担できない、下水道につながれば使用料が発生していくなどの理由で、加入を躊躇される方も少なくありません。

当組合は、下水道事業開始から37年、老朽化が進み、整備にかかる費用の増大、汚水処理に要する費用は使用料で賄い切れない、使用料の改定は避けて通れないなど、説明を繰り返すばかりであります。

下水道法の都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、公共下水道一部事務組合としての市民生活環境の改善や福祉の向上という目的からすれば、市民生活への負担増となる今回の

料金値上げは、相反するものです。そもそも下水道事業の目的からも、事業の建設費、管理運営など、国民及び住民の税金をもととする国及び地方自治体の費用で賄うべきのものです。

しかしながら、下水道の面整備をするためとして住民に1平方メートル当たり500円の受益者負担を賦課し、さらには接続するための宅内工事に少なくない工事費を負担しております。住民が負担する使用料は、最小限のものでなければなりません。

ところが、今回の値上げは、構成する市の補助金を減らすために、物価高で暮らしも営業も疲弊する住民に負担増を求めるといふものであります。そればかりか、料金値上げの内容について説明会を開くよう、市民の方からも、私たちと議員団としても要求したにもかかわらず、説明会は行われませんでした。公共としての説明責任を放棄するものです。下水道事業への市民の理解と協力を得られるものではありません。

管理者は、住民への責任を果たすべきであります。請願者の皆さんが強く求める料金値上げは行わないこと、国、県、取手市、つくばみらい市への事業費の捻出、補助金等を求めることは、不可欠であります。

以上、請願第2号の賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。

請願第2号 取手地方広域下水道の料金値上げ中止を求める請願について、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

○

議案第6号 取手地方広域下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第7号 取手地方広域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第6号及び議案第7号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第6号及び第7号の2件を一括いたしまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第6号 取手地方広域下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例につ

いてであります。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴い引用条項の整備とともに条文の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号 取手地方広域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴い引用条項を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、2件を一括いたしまして提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 取手地方広域下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 取手地方広域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○ ○

議案第8号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第8、議案第8号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第8号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、安定した事業経営を図るため下水道使用料を改定するとともに、標準下水道条例を踏まえ、必要な措置を講ずるほか所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第8号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議のほど、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

それでは、これより通告順に従い質疑に入ります。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。議案第8号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について、何点か伺いたいと思います。

まず初めに、7月21日の説明資料、皆さんのところにもあるかと思いますが、この中で、下水道使用料の改定について、4ページですが、汚水処理費、維持管理費、資本費などありますが、この内容を具体的に伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） ただいまの加増議員の質問にお答えいたします。

全員協議会で、議案第8号の質疑のために2枚の資料をお配りしてあると思いますので、御確認ください。

7月21日の使用料改定説明会にて使用しました下水道経営の現状と課題、この右上に4ページとある資料と、あともう一枚、参考資料、平成29年度から令和3年度決算収支状況と記載してある資料がございます。こちらでございます。こちらの資料は、右上の4ページと記載してある資料を具体的にしたものでございまして、企業会計に移行しました平成29年度から5年間のものでございます。

右上に4ページと記載してあります資料を御覧ください。令和3年度の決算ベースのものでございまして、こちらの資料で説明させていただきます。

まず、汚水処理費の具体的な内容でございますが、維持管理費と資本費で構成されておりました。維持管理費の内訳としましては、営業用費用の処理場費、ポンプ場費、管きよ費及びそれらの業務を行う職員の給料費等を含む、文字どおり、下水道施設の維持管理費でございます。

また、資本費の内訳は、営業費用の減価償却費と営業外費用の支払利息になります。

なお、この資料における減価償却費につきましては、使用料対象経費の算定によるもの

でございます、営業外収益の長期前受金戻入を控除したものでございます。

令和3年度の決算では、合わせまして約25億5,000万円となっております。

右側の管理運営費、収益でございますが、下水道使用料、約11億6,000万円、一般会計繰入金、約11億5,000万円、不足額2億4,000万円。下に移りまして、下の財源の現状といたしまして、水色の部分が下水道使用料、この私費負担部というところでございます。緑色の部分が、総務省で示されています基準に基づく最高値の構成市からの繰入金でございます。そして、赤枠で白抜きが、使用料の不足額でございます。本来であれば、水色の下水道使用料で賄うべきところ、現状では緑色の部分の構成市負担金で賄っております。

今回、この緑色の部分になってしまっています不足額を水色にすべく、上程させていただいております。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 先ほどの説明の中で、使用料不足額2億4,493万円ありますけれども、これについて具体的に、詳細に伺いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えします。

もう一枚の資料、参考資料、平成29年度から令和3年度の決算収支状況というのを御覧ください。

上からですけれども、支出、先ほどの御質問で使用した表の詳細でございます、維持管理費、資本費、合計が①となっております。次に、収入、下水道使用料と構成市補助金、合計が②となっております。それで、資料の一番下、収支が②から①を引いたもので、こちらが使用料不足額になります。

構成市補助金でございますが、企業会計に移行しました平成29年度から令和3年度までの5年間、全ての年度におきまして、総務省基準で算定される額、満額を構成市から補助金で補填しておりますが、賄い切れておりません。この補填率は、有収水量と維持管理費の増減によって変わってくるものでございます。支出に対しましては、約45%から50%で推移しております。ゆえに、ここで構成市からの補助金も約半分ぐらい、下水道使用料には既に入っているんだということでございます。

また、これらの収支の状況は、企業会計に移行しました平成29年度以降に、決算から詳細に確認できるようになっているものでございます。

使用料不足額としましては、資料の一番下、御覧のとおり、過去5年間で約2億円前後が不足しているということで推移しております。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今の説明でこの表の見方が分かりましたが、結果的には、平成

29年度から令和3年度まで見ますと、2億円前後が不足しているということで、それを構成市の補助金で賄ってきたということですよ。

だけれども、今回の値上げはこの不足をどうするかということで考えられたと思うんですけども、これまでどおり構成市補助金で賄うことはできないのか、どうなんですか。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの請願書の際にもありましたので繰り返しになるかと思いますが、下水道事業に係る経費の負担は、雨水が公費、汚水が私費という原則がございます。構成市からの負担金による補填は、この補填はといいますが、総務省で算定している繰入金以外の繰入金ですけれども、そちらにつきましては、あくまでも事業運営のための暫定措置でございます。下水道を使用していない方にも、下水道事業費の一部を負担していただいている状況でございます。

現在の経営状況からの脱却を図るため、市民生活の重要インフラを管理する公営企業として経営健全化の取組を進めるとともに、受益者負担の原則に伴う適正な下水道使用料にすることにより、公平な負担をお願いするものでございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 適正な、公平なおっしゃいましたけれども、当組合としては、この加入者、整備しますから入ってくださいという促しはしているんだと思いますが、その努力または施策などはどのようにされてきたんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えいたします。

これまで、下水道への接続率向上の取組といたしまして、未接続世帯への個別訪問や広報紙への出稿などによります広報活動により、使用料収入の確保に努めてまいりました。

また、これもちょっと古くはなるんですが、下水道使用料を水道料金と併せて徴収する業務を、県南水道企業団さんにつくばみらい市さんと共同化をいたしまして、使用料収入の安定性確保に努めてまいりました。さらに、借入金利息の返済を軽減するため、借換え等も努めました。

今後も、引き続き経営基盤の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 次に、使用料改定に伴う経費について伺います。

このような冊子が出されたということでは、経費がかかっていると思うんですね。これ

は決算のほうにも入りますけれども、1,243万円ほど業務委託料として出されておりますが、これについて具体的に分かるような説明をさせていただきます。お願いします。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えします。

使用料の改定の経費がどのぐらいかということでございますが、令和4年度に、下水道使用料の改定の必要性を検証しました下水道使用料改定検討業務委託というのがございました。こちらが1,243万円かかってございます。

また、この使用料改定検討に伴い、令和4年度に事業運営審議会を4回ほど開催させていただいております、こちらが審議委員13名分の報酬と費用弁償を合わせまして4万4,900円が、現在のところ、直接的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今、業務委託料として1,243万円と御説明されましたけれども、この業務委託についてはどのような内容だったのでしょうか、お願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えいたします。

この業務委託は、本組合の経営状況の現状と課題等を分析し、最適な使用料体系を検討することを目的としております。

内容につきましては、資料収集、財務分析などの経営分析、将来の排水需要の予測、収支のシミュレーションにより改定率及び体系の設定、また事業運営審議会の業務支援などでございます。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。最適な下水道料金とおっしゃいますけれども、私たち市民にとっては最適ではないので、以上を申しまして終わりいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で加増充子さんの質疑は終わりました。

続いて、古川よし枝さん、お願いします。

○3番（古川よし枝君） 議席番号3番、古川よし枝です。議案第8号の取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

質疑では、条例改正の使用料の引上げの要因について、使用料で賄うべき汚水処理費用が使用料を上回る状態が続き、不足する費用は構成自治体が負担をしているというのが約2億円を超えるという額です。この不足金の繰入れは、会計時どう計上しているのか、処理をしているのか、まず伺います。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） ただいまの古川議員の御質問にお答えいたします。

不足金の繰入れは、会計上どうしているのかとのことですが、適正な使用料を算定するためのものがございますので、会計上はどこにも記載されておりません。

財源裏といたしましては、決算書7ページ、損益計算書の3、営業外収益（3）の要は構成市補助金から充てているということがございます。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） つまり決算書では、基準に基づかない繰入金が見えないということで、先ほどの説明では、営業外収益の構成市補助金、つまり分流式下水道に要する経費等に対する構成市の補助金の中から出しているということで、本当に見えづらいものだというふうに、企業会計というのはそういうことなのかなと思いますけれども、それは承知いたしました。

それで、二つ目にお聞きしますけれども、平成9年度までの使用料対象経費算定で、不足金は別としまして、その経費の増額になっておりますけれども、この増額の主な要因について伺います。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えいたします。

物価上昇等の影響による処理場の維持管理費の増額が、主な要因でございます。処理場の維持管理費は、3年間の複数年契約をしているものでございまして、ちょうどこの間、契約が終わったところなんですけど、令和5年10月から、また新たに3年間の複数年契約を締結いたしました。そうしたところ約6億円、1年当たりにして約2億円を増加しております。これが一番の要因でございます。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 汚水処理の経費が、物価高騰で年間2億円の上昇が見られるということですが、これは一般市民にとっても同じように、個々の生活を大変苦しめている物価高騰ということであると思います。

それで次に、三つ目の質問をいたします。

使用料の引上げが24.3%という改定率の提案でありますけれども、改定年度、令和6年度から経費回収率100%を超え、黒字となります。引上げ率は24.3%の改定率では、一体どのぐらいの収入が見込めるのか。それから、これまで構成団体が基準に基づかない不足分の繰入れをしておりましてけれども、これがなくなるのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えいたします。

最初に、繰入金に基づかない構成市の補助金の補填というのは、おおむねなくなる見込

みでございます。

次に、どのぐらいの収入増の見込みなのかということでございますが、全体で約3億円、取手市で2億6,000万円強、つくばみらい市で3,000万円強と見込んでおります。

また、ニュアンス的に勘違いされちゃうとあれなんですけど、この議案第8号が仮に可決決定されますと、約3億円の増額になった場合でも、構成市からの負担金をその分減らせるのかというふうにも考えていると思うんですが、こちらは下水道事業の健全な経営のためにせっかく見直しを実施し増額できた分を減らされてしまいますと、また元の木阿弥でございますして、使用料の改定の意味がなくなってしまいます。その増額できた分は、年々縮小せざるを得なかった面整備の拡充や施設の延命に使用し、持続可能な下水道に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 質疑ではありませんけれども、これまで各市が補助してきた不足分の繰入れがなくなるのではなくて、引き続き下水道整備事業の面整備等の資本的な分野に活用ができるということで、引き続き各市町村は、補助金は減額ではなく下水道に繰り入れるというふうに理解をいたしましたけれども、もし違っていましたら最後に御答弁を下さい。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） お見込みのとおりでございます。向こうでの議決の賛成をよろしくお願ひいたします。

○3番（古川よし枝君） 質問を終わります。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

反対ですか。

○3番（古川よし枝君） 反対。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 議席番号3番の古川よし枝です。議案第8号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

提案の下水道料金の値上げは、平均24.3%、約3億円の増収という値上げです。反対の理由として、一番目の理由は、コロナ禍や日本経済の失墜の中で、生活必需品の高騰が底なしの状態時に値上げ幅が大きいとか小さいとかだけではなく、公営企業による公共料金の引上げはすべきではないと、私は強く思ひます。取手市においては、昨年23%の水道料

金の値上げがありました。相次ぐ公共料金の値上げです。

二つ目の理由として、本組合は令和2年に総務省の指南で事業経営戦略を策定しましたが、人口減少、節水等による水需要の減少、下水道施設の老朽化に伴う修繕費用等の維持管理費や改築更新費の増加が見込まれることから、事業の独立採算制の観点からも経営基盤の強化を目指すとしておりますが、経営戦略の中で最も重視したのが使用料金改定のことです。独立採算制を強調しますが、もともと下水道事業は使用料だけでは成り立たない事業でありました。全て使用料で賄うということになれば、今後、料金はさらに引上げが続くとなりかねません。

三つ目の理由として、値上げ幅は基本料金と100立方メートル以上の従量料金を据え置き、1立方メートルから100立方メートルまでの従量料金を引き上げるものです。汚水排除量が消費税抜きで、1立方メートルから10立方メートルで、1立方メートル50円の値上げ、11立方メートルから20立方メートルで20円、21立方メートルから30立方メートルで30円、31立方メートルから40立方メートルで30円、41立方メートルから50立方メートルで10円、51立方メートルから100立方メートルで10円で、月額使用料で見ると、10立方メートルで改定案は500円値上げで1,600円に、20立方メートルで700円値上げで3,000円、30立方メートル使用で1,000円値上げの4,600円、40立方メートル使用で1,300円値上げで6,300円、50立方メートルで1,400円値上げで8,000円、100立方メートルで1,900円値上げで1万7,000円、この改定案は、10立方メートル当たり1,500円以上を求める総務省の料金をクリアしたことになります。

特に、少量使用料の使用者の値上げ率が高くなっています。高齢者2人世帯ですと大体10立方メートル前後ぐらいかと思いますが、高齢者は100円、200円の節約で水道やエアコンの使用を抑制しながら生活されている方も少なくありません。そこを原価割れが大きいかからと引上げる幅を45.5%も上げるのは、生活苦の痛みを感じておられないのではないのでしょうか。これまで、本組合は少量使用者に配慮した料金体系でした。これを維持すべきです。

四つ目として、今回1,400筆以上を超える値上げの中止を求める請願が提出されていますけれども、市民への説明会抜きの値上げで、全く納得できるものではありません。

五つ目として、施設の稼働状況は施設能力の5割程度の処理量で、下水道の面整備は遅れ、将来的な下水道施設の規模と配置計画を含めた全体計画も課題です。施設はまだ100%完成に満たず、将来計画の効率的な見直しもすべきです。

以上、反対の意見を述べて、反対の討論といたします。

○議長（山野井 隆君） 次に、賛成討論の方。

須田光雄君。

○4番（須田光雄君） 須田光雄です。議案第8号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

このたび、下水道使用料体系の改定方針が示されました。その目的は、使用者間の公平性確保、また安定した事業経営を確保するという内容のものです。

下水道は、汚れた水をきれいにして川へ戻す市民生活に欠くことのできない都市施設で、これを実現するため、その処理に必要な費用を使用者が負担する受益者負担の原則に基づいたもので、さらに利用者皆さんの御負担が増える内容です。

一方で、下水道事業者には、公衆衛生の向上、また公共用水域の水質保全に資するため、その処理機能を維持し事業を持続させる責務を求められています。

苦しい選択ではありますが、私は、その運営に期待して賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

議案第9号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について

○議長（山野井 隆君） 日程第9、議案第9号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第9号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和4年度未処分利益剰余金残高2億9,559万8,081円について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、1億5,440万8,748円を減債積立金へ積み立て、1億4,118万9,333円を資本金へ組み入れるものであります。

以上、議案第9号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○

議案第10号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（山野井 隆君） 日程第10、議案第10号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第10号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

補正の内容でございますが、第2条の収益的収支につきましては、収入及び支出において、それぞれ170万6,000円を増額、第3条の資本的収支につきましては、収入において170万6,000円を減額、支出において81万5,000円を増額するものでございます。

収益的収支及び資本的収支の補正理由といたしましては、職員給与費の現員現給及び共済負担率変更によるものでございます。

第4条、債務負担行為の追加として、令和6年4月から契約履行が生じる事項について、期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、議案第10号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○

認定第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について

○議長（山野井 隆君） 日程第11、認定第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 提案理由の説明に先立ち、令和4年度におきましての事業概要について御報告を申し上げます。

令和4年度は、継続的で安定した下水道サービスを提供していくため、限られた財源を効果的に配分し、効率的な未普及解消に努め、既存施設の老朽化対策を着実に推進いたしました。

管きょ建設事業におきましては、つくばみらい市の伊奈1号幹線を延伸したほか、面整備では、取手市で約17ヘクタール、つくばみらい市では約6ヘクタール、合わせて約23ヘクタールの拡大により、公共下水道普及率は74.3%になりました。

さらに、農業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラント事業を合わせた汚水処理人口普及率は、89.4%に達しております。

総合地震対策計画におきましては、取手市の北部幹線二条化工事、つくばみらい市の伊奈山王幹線二条化工事の一部を実施いたしました。

次に、処理場建設事業におきましては、老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づき、県南クリーンセンター機械及び電気設備改築工事等を実施いたしました。

議員の皆様をはじめ、市民、事業者の御協力により、滞りなく事業を執行することができましたこと、改めまして深くお礼を申し上げます。今後とも構成市と連携を図り、公衆衛生の向上、水環境の保全に努めてまいりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願い

い申し上げます。

それでは、認定第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について、提案の理由を御説明申し上げます。

令和4年度下水道事業会計決算書3ページ、4ページをお開きください。

収益的収支についての決算報告でございます。

収入、下水道事業収益の決算額は43億8,252万9,342円、支出、下水道事業費用の決算額は41億5,000万6,496円となりました。

次に、5ページ、6ページは、資本的収支についての決算報告書でございます。

収入、資本的収入の決算額は18億3,296万5,590円、支出、資本的支出の決算額は32億2,711万9,319円となりました。

なお、資本的収入と資本的支出の決算額における不足額につきましては、補填財源により補填しております。

次に、7ページは損益計算書でございます。

営業収益、営業外収益及び特別利益による収益総額に対しまして、営業費用、営業外費用及び特別損失による費用総額を差し引きまして、当年度純利益は1億5,440万8,748円となりました。

以上、認定第1号につきまして提案理由を御説明申し上げます。詳細につきましては、事務局長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 引き続き、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） それでは、認定第1号について補足説明をさせていただきます。

初めに、令和4年度は、令和3年度に引き続き工事現場の安全管理を徹底し、労働災害事故が生じることなく事業を終えることができましたことを御報告申し上げます。

一方で、令和4年度は、取手汚水中継ポンプ場の汚水ポンプが予兆もなく停止し、緊急で汚水ポンプの復旧及び吸引車による徹夜での汚水の吸い上げなどを実施いたしました。原因は過電流による故障でしたが、翌日には、オーバーホールに出していたもう一台のポンプを急遽据え付け、復旧することができました。

今後、このようなことを繰り返さないためにも、より一層の危機管理の意識をしっかりと持ち、その予防に取り組んでまいりたいと考えております。

また、労働災害に対しましても、引き続き安全管理を徹底し、事故防止の啓発に努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、A4判横の決算資料により、令和4年度事業について御報告を申し上げます。

決算資料2ページをお開きください。

こちらは、下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支となります。

収入の部、下水道事業収益における営業収益は、主たる営業活動による収益で、下水道使用料、雨水処理に係る構成市負担金、下水道手数料の収入によるものです。

次に、営業外収益は、営業活動以外による収益で、預金利息、茨城県南水道企業団の受託工事による受託工事収益、構成市補助金、長期前受金戻入となっております。

3ページに移りまして、消費税及び地方消費税還付金、雑収益となります。

次に、特別利益、原子力損害における賠償金は、放射性汚泥分析検査費用に係る損害賠償金と枝線工事契約解除に伴う違約金となります。

次に、4ページを御覧ください。

支出の部、下水道事業費用における営業費用は、主たる営業活動、維持管理等に要した費用で、4ページから8ページに記載のとおり、議会活動に要した経費の議会費、処理場、ポンプ場、管きょ施設の維持管理に要した費用、下水道使用料の調定その他業務に要した業務費、事業活動全般に係る総係費のほか、有形固定資産の経済価値の減耗を費用として表した減価償却費となります。

次に、営業外費用は、営業活動以外に要した費用で、企業債の支払利息及び受託工事費となります。

次に、特別損失は、前年度以前の損益修正により、損失の性質を有する過年度損益修正損、その他特別損失として、新型コロナウイルス対策経費を執行いたしております。

9ページをお開きください。

こちらは、下水道施設の建設改良事業などを行うための資本的収支になります。

収入の部、建設改良事業の財源となる資本的収入は、9ページから10ページに記載のとおり、建設改良事業のために借り入れました企業債、構成市からの建設改良事業への出資である構成市出資金、企業債元金償還金に充てる構成市補助金、国と県からの補助金、負担金等は、下水道の整備に伴い徴収した受益者負担金等の収入となります。

11ページをお開きください。

支出の部、資本的支出は、下水道施設の建設改良事業における支出で、処理場、ポンプ場及び管きょの建設費、下水道事業計画の策定に要した支出となります。

次に、13ページをお開きください。

固定資産購入費は、会計システム等のサーバーの更新及びノートパソコンの購入となります。

次に、企業債償還金は、下水道施設の建設改良事業のために借り入れた企業債元金償還金となります。

これらの事業執行を踏まえ、A4判縦の令和4年度決算書により御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

損益計算書の当年度純利益は、1億5,440万8,748円となりました。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

剰余金計算書は、資産と負債の差額である資本の令和4年度における増減を表すものです。10ページ、資本合計におきまして、令和4年度末残高は134億9,376万8,401円となりました。

また、9ページ下段には、議案第9号におきまして可決決定いただいた剰余金処分計算書を記載しております。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。

貸借対照表は、令和4年度末における資産、負債及び資本の残高を表したもので、655億2,658万4,845円となりました。

最後に、事業の概要について申し上げます。

令和4年度も効率的な整備促進を図り、供用開始人口は9万2,649人となりました。

また、下水道の普及促進活動により、水洗化人口は8万7,609人、水洗化率は94.6%に達しております。

今後も、効率的な未普及解消に努める一方で、維持管理及び改築更新の費用増大に目を向けなければなりません。

下水道事業を取り巻く課題は、行政人口減少等、山積をしております。先ほど中村管理者からもお話がありましたが、限られた財源を効果的に配分し、未普及解消の促進、既存施設の老朽化対策を着実に進めてまいります。

また、議案第8号にて可決決定いただきました下水道使用料の改定におきましては、来年4月の改定に向けて理解と同意が得られるよう十分な周知広報を行い、市民及び使用者皆様の理解に努めてまいります。

そして、汚水処理費用の削減にもしっかりと取り組み、日々変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、継続的かつ安定的な事業運営に努めてまいります。

以上、令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算につきまして、補足説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山野井 隆君） ここで、代表監査委員より、令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算についての審査結果及び審査意見を求めます。

代表監査委員石橋大輔君。

○代表監査委員（石橋大輔君） 決算審査の意見を申し上げます。

決算審査の対象、それから審査日、審査の方法、審査の結果につきましては、認定第1号の議案に添付されております審査意見書を御確認ください。

それでは、審査意見を申し上げます。

令和4年度の決算概要につきましては、収益的収支、資本的収支ともに非常に安定した経営を行っており、努力の結果がうかがえます。

昨年度も同様の審査意見をしたところですが、下水道使用料で賄うべき経費をどの程度賄えるかを示す指標であります経費回収率について、企業会計導入以降は85%前

後を推移している状況が続いております。経費回収率は経営の効率性を判断する重要な指標であるため、思考停止に陥ることなく、経営戦略の目標値である100%を目指し、なお一層の経営努力が望まれます。

また、経営指標に関する事項については、決算書では、全国平均と比較し、当組合の現状把握を行っていますが、今後は、同規模程度の自治体と比較することで経営指標の数値を活用し、収益構造の見直しについて積極的な議論が図られることを期待します。

最後に、新型コロナウイルス感染症の規制が緩和されましたが、経済活動や生活様式が感染症流行前に完全に戻るとも限らない状況にあるため、社会情勢に注視し下水道事業を推進してください。

また、少子高齢化、人口減少、国庫補助金の減少など、今後も下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが想定されます。

公営企業会計は、独立採算制の原則による経営が求められており、将来を見据えた計画的な下水道事業の運営に努めることが肝要であります。そのためには、正確な決算を作成する、そしてその内容を検証する、検証結果を次の予算策定に生かす、予算の執行を適正に行うというサイクルにより、さらなる経営健全化に取り組むことを期待します。

以上、決算審査といたします。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

加増充子さん、反対討論ですか。

○10番（加増充子君） はい。

加増充子です。認定第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について、反対討論をいたします。

本決算の中に、今回の下水道使用料改定に向けた下水道使用料改定検討業務委託料1,240万円が含まれています。この内容は、先ほどの議案第8号の質疑の中でも明らかになったように、最適な下水道使用料体系を検討することを目的に、いわゆるこれは使用料改定のための業務委託であります。それは令和2年度策定の経営戦略に基づいたものであり、答弁そのものであります。市民生活が物価高騰で脅かされている下での使用料改定は、一層暮らしを圧迫するものであり、よって、この決算は認められません。

以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、石橋代表監査委員が、本日所用のため会議を途中退席させていただきますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

〔代表監査委員退席〕

午後4時04分休憩

午後4時13分再開

○議長（山野井 隆君） それでは、再開いたします。

一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第12、一般質問を行います。

念のために申し上げます。質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。一般質問の時間制限は、1人20分以内となります。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。お疲れのところ、すみません。最後になりますが、一般質問をさせていただきます。

通告順に従います。

まず初めに、雨水排水整備についてです。線状降水帯などで、全国的な被害が出ております。取手市においても、双葉地区が6月2日から3日にかけて、大変深刻な状況となっていました。そして今、市内各地から、雨水排水整備促進が待たれております。同時に、地域の中の雨水枝線整備は欠かすことはできません。

2022年、昨年8月議会でも伺いましたが、現在、雨水排水整備計画の見直しが進められております。井野排水区の排水整備計画案の概要が示されました。中でも、バイパス管

対策として3通り示されましたが、その後、取手市との進捗はいかがでしょうか、伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） それでは、ただいまの加増議員の御質問にお答えをいたします。

井野排水区の雨水段階的整備計画については、令和4年第2回定例会での答弁のとおり、令和元年度から3年をかけ策定をし、令和4年度の5月には報告会を開き、取手市建設部の皆様にこの計画の内容を提示するとともに、事業主体は下水道組合とすることを確認しました。

また、事業実施の決定と事業実施の際は、取手市からの財政面の負担、職員の派遣等、人的サポートの協力も要請をいたしました。

しかしながら、このことについて取手市内部で全庁的に検討し、排水対策メニューを選定してもらうことになっているはずですが、現在までに取手市建設部からの事業実施についての開始の連絡は来ていないところではございます。しかしながら、私も取手市建設部付でこの下水道組合に派遣をされてきております。この件については、なかなか決めかねられないことは重々承知をしております。

そのような中で、今までの取手市建設部と下水道組合での市内の雨水対策についての長い歴史を見ると、事業主体がどちらか、そういう決まっていない状態が長く続いていました。それを今回、組合が井野排水区の雨水対策について主体となってやっていくと、そういう意思表示を示したことは大きな前進だとは思っております。

あとは、この井野排水区の雨水対策事業を進めるに当たり、取手市が政策的に雨水対策事業に取り組むのか、また取手市が組合へ財政的なバックアップをしていただけるのかが、一番のネックになっていることは重々分かっております。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 下水道組合と取手市建設部ですか、その関係はいろいろあると思うんですけども、やはりきちんと市民の要望に応える、市民の暮らし、財産を守るという立場から、これは促進させていただきたい。よろしくお願いします。

次に、長町樋管ポンプ場設置について伺います。

井野排水区長町樋管は、本当に大変な流量が集まってきます。そういう中で、双葉地区の水害でポンプ場の役割が明らかになっている下、やはりこの集中する雨水排水する能力が問われております。

最終的には、長町樋管のポンプ場設置が不可欠だと私は考えますが、これは前回も一般質問で伺いましたが、取手市と協議するという事なんですが、その後、協議されている

と思うんですが、進捗状況をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、ただいまの加増議員の御質問にお答えいたします。

この井野排水区の雨水段階的対策計画については、当面の計画としてバイパス管の設置、調整池の建設、中期計画として能力不足の管きよの布設替え、そして長期計画として、最終的には、先ほども言われましたが、ポンプ場の設置を段階的に整備していくという、この一体的な計画となっております、ただいま局長の答弁にもありましたとおり、取手市建設部に投げかけておりました、建設部からの事業実施の可否について連絡をお待ちしているところでございます。

以上となります。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） これは前回の質問でも求めましたが、取手市に投げかけている状況で、待っているという受け身的な立場なんではないでしょうか、その点どうですか。

○議長（山野井 隆君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 加増議員の御質問にお答えします。

我々のほうで、やる気は当然でございます。事業主体は組合でやっていくと、こういうことは、もう取手市建設部長をはじめ排水対策課長、みんな幹部職員の皆様にはお話ししております。ただ、いかんせん、高いハードルがございます。1,000万、2,000万でできるような話ではございません。

そういうところで、我々のほうでやる、やると言っても、財政的に組合としてそんな余裕は当然ございませんから、そういうところで財政的なバックアップを取手市がしてくれるということが担保されなければ、私どものほうでもやる、やると、やすやすに言うことはございませんので少し待っていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。この主体的に取り組むということでのその姿勢はとても大事なことでございますので、ぜひ促進するためによろしくをお願いします。

長町樋管なんです、この流量は毎分1,315立米と言われております。ポンプ場設置について、昨年の答弁でも約57億円の事業費だということも示されました。事業化するには、都市計画決定、事業認可の取得、調査などもろもろ出てくると思いますが、この事業化への課題、そしてその見通しについてはどんなものなのでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） ただいまの加増議員の御質問にお答えいたします。

この課題の件につきましても、令和4年第2回定例会で答弁しましたとおり、施工期間が長期間となること、また工事費用が高額となることが、かなり高いハードルであると考えております。

また、事業の見通しですが、取手市からの事業実施についてのゴーサインが出れば、次年度に基本設計を予算化、以降、法手続に係る図書作成業務や詳細設計を実施し、工事着手となっております。

埋設管の状況や、これは補助事業で、交付金事業でやっていく予定ですので、補助金の内示の状況により事業期間は思った以上に長くなる可能性が多にある事業ではないかなというふうには認識しております。

以上となります。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。この雨水排水整備は、本当に市民の切実な声でもありますし、特に青柳地域の皆さんにとっては、本当に雨が降ればどうなるか心配の種は尽きません。よろしく願いいたします。

次に、汚水整備について伺います。

汚水整備なんですが、下水道計画の水洗化促進について伺います。令和5年6月の事業概要では、取手市の水洗化率95.8%とされておりますけれども、下水道整備は進みましたけれども、なかなか下水道に接続しないという現象も聞かれております。水洗化が進まないということだと思いますが、促進のためにはどんな努力されているのでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） ただいまの加増議員の御質問にお答えをいたします。

公共下水道は、皆様に御利用いただいて、その目的が達成される事業でございます。しかしながら、未接続の御家庭には様々な事情があり、下水道に接続したくても接続できないという様々な諸般の事情があるということは、重々認識をしているところでございます。

このような中ではございますが、本組合では、下水道の整備後における供用開始の告示の際に、また供用開始の日から3年目を迎える未接続の御家庭を順次訪問をして、水洗化促進に努めております。

なお、コロナ禍におきましては、いずれもポスティングとしておりますが、3年目を迎える御家庭については、年間約150件程度の訪問を実施しております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 本当に、訪問して、お伺いして、その促進を促すというのは、

大変なことだと思います。本当にこれまでも続けられてきたということは、重々私も理解しておりますけれども、下水道に接続しないという理由に、何年も何年も、おうちを建ててやっと下水道が整備された、さあ接続しようと思ったら、すごい負担がかかるということで、この受け皿として補助金について、以前質問したことがあるんですが、これについては検討されていますか、されないですか、どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

排水窓口課長近内伸一郎君。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） ただいまの加増議員の御質問にお答えいたします。

現行の制度におきまして、公的扶助を受給されている方には排水設備工事費用の全額を、また、低宅地にお住まいで排水ポンプを要する方には排水ポンプの設置費用、これも限度額70万円としておりますが、補助金として交付をしております。

議員の御質問は、さらに補助金等の交付を拡充できないかということによろしいのかなと思うんですが、助成、補助制度をさらに拡充するには、まず、財源がどうしても伴うものがございます。さらに、公平性を確保しつつ、効果がある制度でなければなりません。組合としても大変頭を悩ましている課題でございます。現時点では、なかなか検討に至っておりません。議員におかれましても、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 下水道組合としても頭を悩ましているとおっしゃいましたが、本当にこれは財源の問題はよく分かりますが、一般家庭から見れば、本当にお金がかかるんだったらやらないよというのが、ほとんどの入らない方の声はそういうことを聞かれていますので、せつかく整備してつなげない、こういうことでは、これが進んでいかないと思うんですよね。ですから、頭を悩ます、胸を痛める、そういうところを重々これからも検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、茨城県生活排水ベストプラン広域化・共同化計画について伺います。

この計画で、広域化・共同化メニューが提案されています。私たちは、全てこれを納得するものではありませんが、ハードメニューの中で汚水処理施設の統廃合、つまりし尿処理施設等の下水道への統合が示されています。

これまでも、下水道組合でのし尿処理を一緒にできないかと伺った経緯がありますけれども、このベストプランが提示しているこの点については、どのように組合として受け止めているのでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、ただいまの加増議員の御質問にお答えいたします。

議員からの質問にもある広域化・共同化計画ですが、当組合でも広域化・共同化の可能性の検討は実施しております。ただ、しかし、し尿処理施設と公共下水道の統廃合については、検討の対象にしておりません。

令和5年第1回定例会の答弁のときにもお話をしているとおりなのですが、その答弁以降、取手市、龍ヶ崎衛生組合、どちらからも検討のお話等はございません状態ですので、検討のほうは一切していない状態となっております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 確認なのですが、これは検討もされていないということなんです、結論としてはね。

○水再生課長（前島 修君） はい。

○10番（加増充子君） 分かりました。また次に伺います。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で加増充子さんの質問は終わりました。

○

議員派遣の件

○議長（山野井 隆君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条第1項の規定により、お手元に配付した議案のとおり議員を派遣しようとするものです。

これより議員派遣の件を採決いたします。

本件について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、議員を派遣することに決しました。

これにて本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、令和5年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

御審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後4時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員